

6月 19日から 選挙権年齢が 引き下げになります

OVER
20
YEARS OLD



vote news

OVER
18
YEARS OLD

公職選挙法の改正により、選挙権年齢が「20歳以上」から「18歳以上」に引き下げになります。

国政選挙では、平成28年6月19日以降に公示される選挙から適用になります。

「18歳が政治を変える」

選挙に行って、若者の声を届けましょう。

◎若い人も投票に行かないといけないの？

選挙は、私たちの未来をつくる大切な機会です。若者の投票率が低いと、若い皆さんの声が政治に反映されにくくなったり、希望する政策の実現に時間がかかったりすることがあります。

大切な一票で自分たちの声を届けましょう。

◎選挙権があれば、こんなこともできる

法律が改正されると、18歳以上の人は選挙運動ができます。SNSなどのインターネットツールを利用して、特定の候補者の当選を目的とした活動もできるようになります。

ただし、18歳未満の人による選挙運動や、公示日から投票日前日までの期間以外の選挙運動は禁止されています。詳しくは、パソコンや携帯電話から、下記のワードで検索してください。

詳しくは…



ネット選挙運動 総務省

検索

18歳選挙 総務省

検索

有権者がネット選挙運動のできること・できないことの例

▶LINE、Facebookでのやりとり



▶ブログやWEBサイトへの書き込み



▶電子メールの送信・転送



選挙運動用の電子メールが送信できるのは、候補者と政党に限られます。

▶紙媒体を利用した選挙活動



HPやメールなどに掲載されている情報を印刷して配ることは禁止されています。

お知らせ

平成28年7月25日に任期満了となる参議院議員通常選挙は、投票日が決まり次第、町ホームページや広報まさきでお知らせします。また、投票所入場券でも確認できます。

参議院議員通常選挙でも、仕事、学業、病気またはレジャーなどで、投票日当日に投票できない人のための「期日前投票」ができます。投票日当日、選挙に行けない理由などを宣誓書に書くだけで当日と同様に投票できます。

宣誓書は期日前投票所に備え付けてあるほか、事前に町ホームページからダウンロードもできます。詳しくは、公示日以降、町ホームページを確認してください。

◎松前町選挙管理委員会

☎985-4132



試験区分	生活相談員 計画作成担当者 (2職種を兼務)	支援員・介護職員 訪問介護員 (3職種を兼務)
採用 予定数	1人	1人
受験 資格	■日本の国籍を有する人 ■地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれにも該当しない人 ■昭和31年4月2日以降に生まれた人	
	※①のいずれかと②の資格を有する人 ①社会福祉主任任用資格、社会福祉士、精神保健福祉士 ②介護支援専門員	※①から③のいずれかの資格を有する人 ①介護福祉士 ②介護福祉士実務者研修修了者(介護職員基礎研修課程修了者・訪問介護員養成研修1級課程修了者) ③介護職員初任者研修修了者(訪問介護員養成研修2級課程修了者)

【採用試験について】

▼日時 6月25日(土) 9時～

▼会場 伊予市・伊予郡養護老人ホーム和楽園(大溝96番地1)

▼試験方法 作文試験・口述試験

▼試験区分など 左の表の通り

【申し込みについて】

▼申し込み方法 必要書類を入れた封筒の表に「和楽園受験」と朱書きし、簡易書留で役場総務課へ送ってください。

《必要書類》

①履歴書(A版サイズ市販のもの)

②資格証の写し

③写真2枚(3カ月以内に撮影したパスポート申請用と同規格(縦45ミリ、横35ミリ)のもの)

④返信用封筒(長形3号サイズ。あなたの宛先を明記し、82円切手を貼ったもの)

※1枚は履歴書に貼り、1枚は必要書類に添えて送ってください。

※申し込み受け付け後、受験票を交付します。6月22日(水)までに受験票が届かない場合は、役場総務課へ連絡してください。

平成28年度採用
伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合職員募集

▼受付期間 6月1日(水)～6月14日(火)(6月14日必着)

※勤務条件など、詳しくは町ホームページで確認してください。

問(受験手続きのこと)
総務課職員係
〒791-3192
伊予郡松前町大字筒井631番地
☎985-4113
(業務内容・勤務条件などのこと)
伊予市・伊予郡養護老人ホーム和楽園
☎984-1265

介護職員(パート)募集中

- ▶募集人数 1人 ▶時給 950円
- ▶免許・資格など 介護福祉士など必要な資格
- ▶勤務日など 月～金(祝除く) 9時～13時
- ▶申し込み方法 履歴書(写真添付の市販のもの)に免許・資格証の写しか見込証明書を添えて郵送
- ▶申込先・問い合わせ 和楽園(☎は右記参照)
〒791-3153 伊予郡松前町大字大溝96番地1

松前町の花
ひまわりの苗を無料配布します

6月14日(火) 15時～ ※なくなり次第終了

松前公園老人広場

品種：グッドスマイル(草丈40～50センチ)
1人5株まで。袋などは各自でご用意ください。

☎総務課企画政策係 ☎985-4103



平成29年度採用
松前町職員を募集します



試験区分	A 一般事務 (上級試験)	B 保育士	C 保健師	D 一般事務 (社会人経験枠)
採用 予定数	3人程度	2人程度	1人程度	1人程度
受験 資格	昭和58年4月2日～平成7年4月1日生まれの人	■昭和58年4月2日～平成9年4月1日生まれの人 ■保育士資格取得者または平成29年3月末日までに取得見込みの人	■昭和58年4月2日～平成7年4月1日生まれの人 ■保健師資格取得者または平成28年度実施の国家試験で取得見込みの人	■昭和58年4月2日以降に生まれた人 ■民間企業等における職務経験が直近7年(平成21年8月1日～28年7月末)中5年以上の人 ※詳しくは町ホームページで確認してください。最終合格後に職歴証明書などを提出してもらいます
1次 試験	教養試験(大学卒業程度) 専門試験(行政) ほか	教養試験(短大卒業程度) 専門試験(保育士) ほか	教養試験(大学卒業程度) 専門試験(保健師) ほか	社会人基礎試験 ほか
2次 試験	口述(面接・討論)試験 作文試験	口述(面接)試験・作文試験		

※試験の詳細は、ホームページにある採用試験実施要領で確認してください。

◆1次試験 場所 松前町役場

A～C 7月24日(日) 10時～

D 9月18日(日) 9時30分～

◆申込期間 (土・日・祝を除く) 8時30分～17時15分

A～C 6月8日(水)～22日(水)
(郵送の場合は6月22日執務時間中必着)

D 8月1日(月)～15日(月)
(郵送の場合は8月15日執務時間中必着)

◆共通受験資格

- ①日本国籍を有する人
- ②地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれにも該当しない人

◆申込書交付場所 申込書は町ホームページからダウンロード(A4)できるほか総務課で配布します。郵便で請求する場合は、必ず封筒の表に受験したい試験区分(「一般事務(上級試験)請求」「保育士請求」など)を朱書きし、長形3号サイズの返信用封筒(92円切手を貼り、宛先を明記したもの)を同封して総務課へ送ってください。

◆申し込み方法 原則、郵送でお願いします。必要書類を入れた封筒の表に「受験」と朱書きし、簡易書留で総務課へ送ってください。ホームページからは申し込みできません。

《必要書類》

- ①必要事項を記入した申込書
- ②写真2枚(3カ月以内に撮影したパスポート申請用と同規格(縦45ミリ、横35ミリ)のもの)
- ※1枚は申込書に貼り、もう1枚は申込書に添えて送ってください。
- ③返信用封筒(長形3号サイズ。あなたの宛先を明記し、82円切手を貼ったもの)
- ※申し込み受け付け後、受験票を送付します。
- ④アピールシート(Dの試験区分のみ)

【応募先・問い合わせ】

〒791-3192 松前町大字筒井631番地
松前町役場総務課職員係 ☎985-4113

平成28年度 臨時保育士・臨時保健師募集中

募集人数は若干名で、個別に面接を行います。随時募集を受け付けますが、決まり次第締め切ります。詳しくは総務課職員係にお問い合わせください。

町内在住で勤労している皆さんへ 住宅建設資金・教育資金融資制度のお知らせ

町には、町内在住の勤労者(事業主に雇用されている人)を対象とした次の融資制度があります。

【住宅建設資金】
住宅を新築、増改築または建売住宅・中古住宅・住宅用土地を購入する場合に融資を行います。

▼融資限度額 2千万以内
(1人1世帯一口)

▼融資期間
貸付月の翌月から35年以内

【教育資金】
本人または家族の教育に必要な

資金に対して融資を行います。

▼融資限度額 2百万以内

▼融資期間
貸付月の翌月から15年以内

融資するには、それぞれ条件などがあります。詳しくは、お問い合わせください。

☎ 四国労働金庫愛媛ローンセンター
産業課商工水産観光係
☎ 948-1120
☎ 985-4120

固定資産の現地調査にご協力を

町は、固定資産税の適正な課税を行うことを目的に、現地調査を行っています。

現地調査とは、町内の土地の状況(田、畑、宅地、雑種地など)や家屋の新築、増築、取り壊しなどを調査することです。

調査を行う職員は「固定資産評価補助員証」を携帯しています。使用状況などを質問することもありますので、ご協力をお願いします。

●次のような変更があればご連絡を

①土地の使用状況を変更した場合
②家屋を新築、増築、取り壊した場合(年内に松山地方事務局で登記を行う場合は必要ありません)
③家屋の用途を変更した場合(店舗から住宅に変更した場合など)
④災害などの理由で家屋が滅失・破損した場合

☎ 985-4111

農家の皆さんへ 防災協力農地の登録へご協力を



防災協力農地は、大規模災害が発生したとき、避難場所や仮設住宅建設用地などに使用します。町民の安全を守り、復旧活動を行うため登録にご協力をお願いします。

▼用途 ①緊急避難場所
②仮設住宅建設用地や復旧用資材置き場

▼登録期間 3年(初回は登録日から2年を経過した最初の3月31日まで)

※期間満了までに継続しない意思表示がなければ自動更新します。

▼使用期間 2年以内
※登録者の同意を得て延長する場合があります(別途協議します)。

▼農地の保障 使用した場合、土地使用料と農作物補償を支給し、使用後は原状回復して返却します。

▼標識 登録後、案内標識を置き、ごみ投げ捨て防止を啓発します。

【平成25〜27年度実績】
登録 24人
登録農地 46,142㎡(38筆)

☎ 985-4131

年金を受給している人へ 町県民税の納税方法をお知らせします

●65歳になった人
昨年度中に65歳になった人(昭和25年4月3日〜26年4月2日生まれの人)のうち、公的年金を受給している、公的年金などの所得に係る町県民税の納税義務がある人は、10月の年金支給分から、町県民税の特別徴収が始まります。

●65歳以上の人
すでに年金から特別徴収で納め

ている人(昭和25年4月2日以前生まれの人)は、8月支給分で仮徴収が終了し、10月支給分から本徴収が始まります。

対象者には6月に納税通知書を送付します。年金からの特別徴収税額などは、通知書で確認してください。

☎ 985-4110

農家の皆さんへ 農業委員会法が改正されました

平成28年4月1日から改正された農業委員会法の主な改正点をお知らせします。

▶農業委員会の必須業務の追加
「農地などの利用の最適化の推進」が位置付けられました。これにより、担い手の農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進を行うための活動を農業委員会で進めます。

▶農業委員の選出方法の変更
「選挙制と町長の選任制の併用」だった選出方法が、「農業団体などからの推薦と公募」に変更となります。人数も、現在の21人から14人以内の条例で定める人数に変更し、議会の同意を得た後、農業委員を任命します。

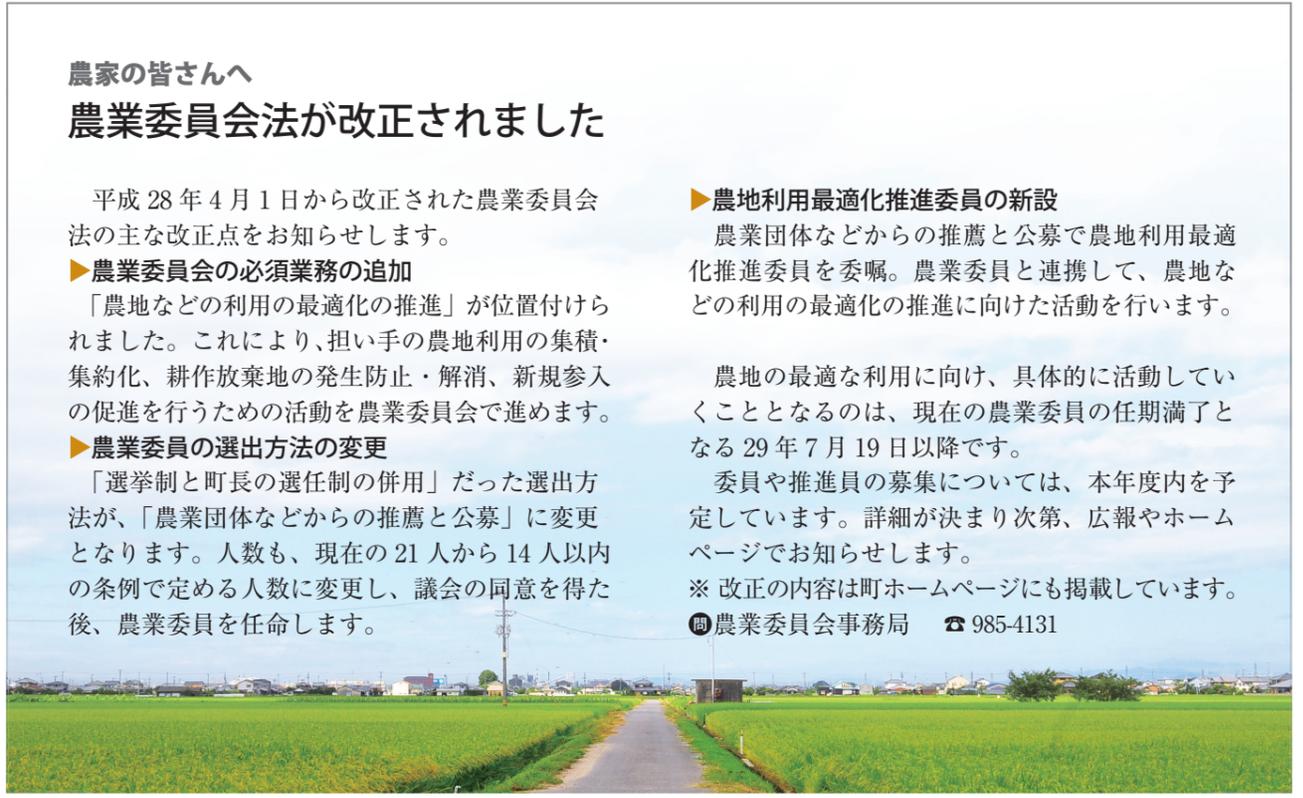
▶農地利用最適化推進委員の新設
農業団体などからの推薦と公募で農地利用最適化推進委員を委嘱。農業委員と連携して、農地などの利用の最適化の推進に向けた活動を行います。

農地の最適な利用に向け、具体的に活動していくこととなるのは、現在の農業委員の任期満了となる29年7月19日以降です。

委員や推進員の募集については、本年度内を予定しています。詳細が決まり次第、広報やホームページでお知らせします。

※改正の内容は町ホームページにも掲載しています。

☎ 農業委員会事務局 ☎ 985-4131



農家の皆さんへ 農業者年金に加入しましょう

▼対象者 国民年金第一号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人

※配偶者や後継者など、家族農業従事者の人も加入できます。

▼年金の種類 自分が積み立てた保険料とその運用益から将来受け取る年金額が決まる「積立方式」の年金です。

▼保険料の額 自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料は2万円〜6万7千円の範囲内で、千円単位で自由に選べます。さら

に、経営の状況や老後設計に応じて、いつでも見直しを行うことができます。

※保険料の国庫補助、税制上の優遇措置があります。

※終身年金で80歳未満までの保証付きです。

☎ 農業委員会事務局
☎ 985-4131

最寄りのJA
松前支所 ☎ 984-11024
北伊予支所 ☎ 984-2171
岡田支所 ☎ 984-2101

国民年金保険料 後納制度を知っていますか

過去5年以内に納め忘れた国民年金保険料が納付できる「後納制度」を知っていますか。この制度は、平成30年9月までの特例で、23年6月以降の未納の保険料を納付できます。

制度を利用することで、年金の受給資格が得られたり、将来の年金額を増やしたりすることができます。ただし、すでに老齢基礎年金を受給している人や、65歳以上

で同年金の受給権がある人は申し込みできません。

申し込みを希望する場合は、年金事務所で手続きをしてください。後納保険料を納付できる期間は、30年9月30日までです。

☎ 松山西年金事務所国民年金課
☎ 925-5175
町民課住民係
☎ 985-4106

町民グラウンドホッケー場の初試合 四国高等学校ホッケー選手権大会を開催

大会には各県代表校が参加し、トーナメント方式で四国王者の座とインターハイの代表権を争います。本県からは、男子・女子各1チームが出場します。

来年のえひめ国体で実際に使用するホッケー場のこけら落としです。ぜひ愛媛県を応援しましょう。

▼日時
6月18日(土) 9時30分(落成式典終了後)〜18時20分
6月19日(日) 9時〜14時50分

▼場所 町民グラウンドホッケー場(鶴吉1-18番地1)

▼入場料 無料

※立見となります(観客席なし)。※駐車場に限りがありますので、乗り合わせにご協力ください。

※国体推進課競技運営係(ホッケー場に関する事)

☎989-5861

愛媛県ホッケー協会(大会内容に関する事)

☎957-1333

完成したピッチ



大会への意気込み

濱田 慶一郎さん

=伊予高等学校ホッケー部主将=

人工芝のホッケー場はボールがはねにくく、実力が出やすいので、今から試合をするのが楽しみです。

勝利することが、松前町にホッケー場を造ってくれた感謝の気持ちを伝えることになると思うので、絶対に勝ちます。強敵の徳島県の阿南工業高校に勝利して四国一になり、全国大会に出場したいと思います。

児童手当「現況届」の提出をお忘れなく

児童手当を受けている人は、毎年6月中旬に「現況届」を提出しなければなりません。

現況届では、毎年6月1日の状況を確認し、手当を引き続き受ける要件があるかを判断します。

対象者には、6月8日ごろに郵送でご案内します。現況届を提

出しないと、6月分以降の手当が受けられませんので、注意してください。

☎985-4114



☎985-4114

医療費助成の更新

現在の受給者証の有効期限は6月30日(木)です。

更新には、手続きが必要です。

対象者には、5月中旬に案内文書を送っています。忘れずに手続きをしてください。

▼対象者

- ①ひとり親家庭の父か母と児童
 - ②祖父(母)と孫か兄(姉)と弟妹
 - ③父母のない児童
- ※児童：20歳未満の就職していない人

▼対象除外

①前年(1〜6月申請分は前々年)に所得税が課税されている家庭

- ひとり親家庭医療費(申請での更新)
- 重度(心身障害者)医療費(自動更新)

※税の扶養状況で、課税されていても対象となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

②生活保護を受けている家庭

☎985-4114

【重度(心身障がい者)医療費助成】

更新に、手続きは必要ありません。現在、受給している人には、更新された新しい受給者証を、6月上旬ごろに送付します。6月末までに届かない場合は、お問い合わせください。

☎985-4112

えひめ国体・えひめ大会の情報発信 フェイスブックを始めました

開催まで1年5カ月を切ったえひめ国体・えひめ大会をPRするため、フェイスブックを活用した情報提供を始めました。パソコンや携帯電話からアクセスして、興味を持った人は、ぜひ「いいね!」をクリックしてみてください。

▼利用方法

フェイスブックから「えひめ国体 松前町」を検索



☎985-4153



▲フェイスブック画面

一緒に国体を応援しませんか えひめ国体の協賛企業を募集します

広報啓発や大会運営に必要な物品などの支援で、企業・団体の皆さんに、えひめ国体の開催を支えてもらう制度です。

企業イメージや知名度の向上につながる取り組みとなります。

ぜひ一緒に国体を応援しませんか。詳しくは、町のえひめ国体ホームページで確認してください。

▼募集期限 平成29年10月9日(月)

▼募集内容 のぼり旗セット・ポロシャツ・ティッシュ・うちわ・シールなどの提供

▼特典 協賛物品に、協賛の表示を行うことができます。

・感謝状などを贈呈し、町のホームページなどで紹介します。

☎985-4153

平成28年 経済センサス―活動調査を実施中

全国の事業所と企業を対象に「経済センサス―活動調査」を行っています。

この調査は、日本の経済状態を把握するために行われるものです。結果は、国の政策などに役立つ資料となるため、皆さんの生活にも大きく関わってきます。

調査員証を持った調査員が調査票の配布・回収を行っていますので、ご協力をお願いします。

調査の内容は、統計上の目的以外に使用することはありません。

☎985-4101



じゃ口から 安心とどけ 未来まで

6月1日~7日 水道週間

水は限りある資源です。暮らしの中で水の使い方を見直しましょう。

水を大切に

- 歯磨き 水を流したまま磨くと30秒間で約6リットルの水を使います。コップにくめば約0.6リットルですみます。
- 洗濯 お風呂の残り湯を使いましょう。温かい水なら洗浄効果も高まります。残り湯は、庭木の水やりや、まき水に利用できます。
- 洗車 ホースを使って洗車した場合、20分で約240リットルの水を使います。バケツにくめば約30リットルですみます。

漏水していませんか

使用水量が多いと思ったら、漏水しているかもしれません。次のように調べてみましょう。

- ①家の蛇口を全部閉める。
- ②水道メーターのパイロット(銀色の丸いもの)が回っていないか確認。パイロットが少しでも回っていたら漏水の疑いがあります。

☎上下水道課 (料金) ☎985-4133 (工事) ☎985-4229

※漏水修理については、町指定給水装置工事事業者が修理センター(☎984-6569)へ依頼してください。

平成28年度は「筒井、浜、東古泉の一部」「南黒田の一部」の地籍調査を行います

●地籍調査とは

土地に関する戸籍調査ともいえるべき基礎的な調査です。現在、法務局に保管されている登記簿や公図は、明治・大正期に作成されたものが多く、土地の実態を正確に把握できないことがあります。そこで、次の調査を行い、登記簿や公図を修正します。

- ① 所在、地番、地目と境界の調査
- ② 登記簿に記載された所有者の表示に関する確認
- ③ 境界の測量と面積の測定

●地籍調査の効果

地籍調査を行うと、その結果が

数値データで記録・保存されるため、公共事業や土地取引の円滑化に役立ちます。また、万一の災害の場合にも、境界を正確に復元することができ、復旧活動に迅速に取り掛かることができます。

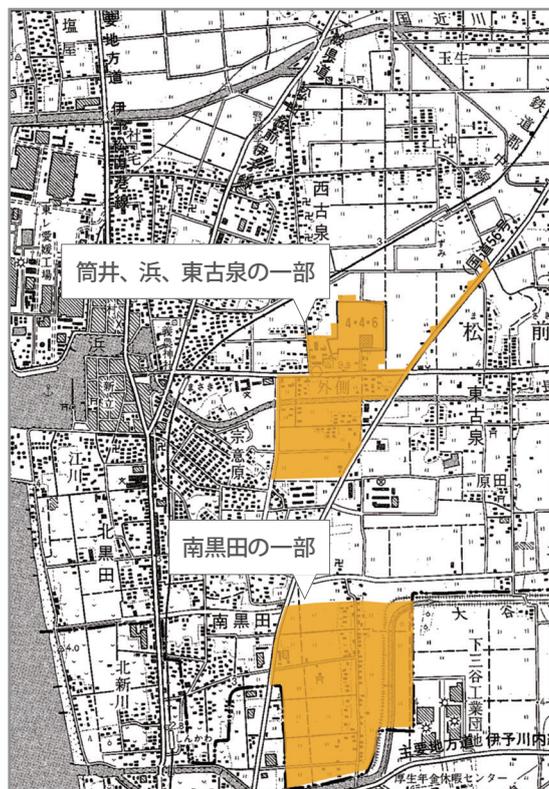
●土地所有者へのお願

7月下旬ころに地元説明会を開催する予定です。関係者にはあらかじめ案内文書を送りますので、ぜひ参加してください。

●産業課国土調査係

☎ 985-4127

28年度地籍調査実施計画



平成27年度フレッシュBOXに22件 貴重なご意見ありがとうございました

【意見・提言方法】

- ▼フレッシュBOX
：役場庁舎1階ロビー
- ▼郵送
：〒791-3192
松前町大字筒井631番地
総務課広報情報係
- ▼FAX：985-4148
- ※メールは町ホームページから各担当係宛に送付できます。

平成27年度中に、役場1階のフレッシュBOX（意見箱）などに寄せられたご意見は22件でした。この制度は、町民の皆さんの町政に対する提案や要望から、施策などを見直し、松前町をより暮らしやすい町にしていこうとするものです。寄せられたご意見には、担当課が文書や電話などで可能な限り回答し、改善を目指します。

【27年度改善例】

（意見） 松前公園のメートル表示を再度設置してほしい↓指定管理者に伝え、設置しました。

松前町はあなたにとって暮らしやすい町でしょうか？ ご意見やご提言をぜひお寄せください。

●総務課広報情報係

☎ 985-4132

寄せられた意見の内訳

道路、水路整備	4件
環境・ごみ問題	1件
窓口	4件
施設管理	9件
その他（町の管理していない施設への要望など）	4件
合計	22件



▲フレッシュBOX